



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 C E O 松浦 勝人
(コード番号：7860 東証第1部)
問い合わせ先 グループ執行役員グループ管理本部長 畑本 誠一
T E L 03-5545-9200

「従業員持株会信託型 E S O P」の再導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループ社員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型 E S O P」（以下「本制度」）の再導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の再導入の趣旨

当社は、当社グループ社員に対して業績向上へのインセンティブを付与し、経営への参画意識を高めることにより、当社の企業価値の向上を図るべく本制度を再導入いたします。

当社は、平成 22 年 9 月に本制度を導入し、平成 27 年 10 月に終了いたしました。本制度導入による実績・効果等を総合的に勘案した結果、再導入することを決議いたしました。

2. 本制度の概要

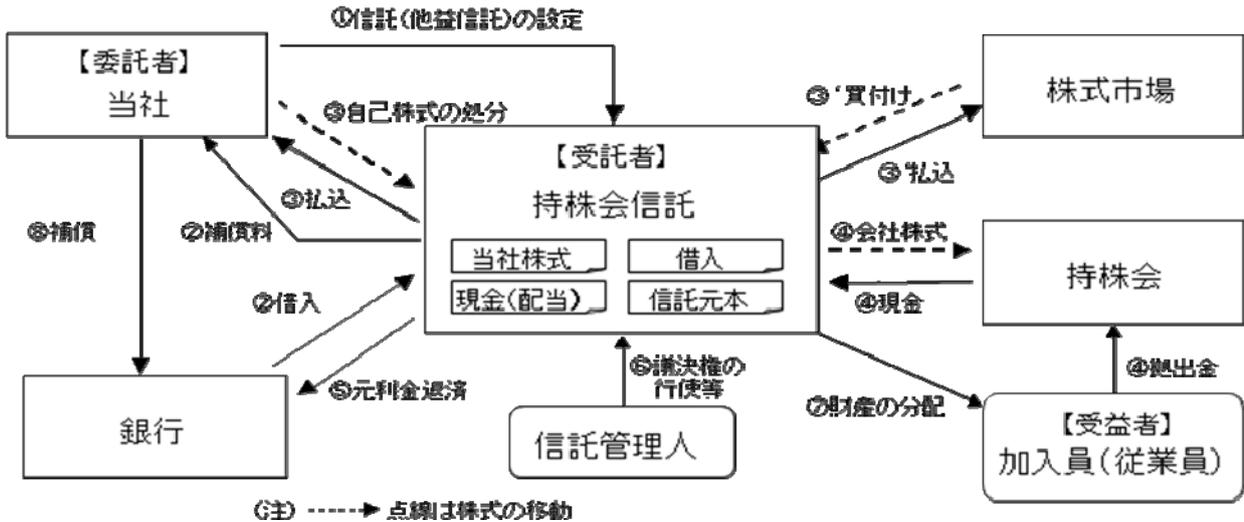
本制度は、「エイベックス社員持株会」（以下「持株会」）に加入する全ての社員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当社が持株会に加入する社員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下「持株会信託」）を設定し、持株会信託は今後一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得します。その後、持株会信託は持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する社員に対して分配します。

なお、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して当社が補償を行うため、当社株価の下落等により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合においても、当社が銀行に対して残存債務を弁済することから、社員の追加負担はありません。

本制度導入にあたって設定する信託の設定時期、期間、株式の取得価格の総額、株式の取得方法等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、持株会の加入員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託（他益信託）」（持株会信託）を設定します。
- ② 持株会信託は、銀行から、当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入にあたっては、当社（補償人）、持株会信託（補償委託者）、銀行（被補償人）の三者間で当該借入について当社が一定の場合に補償をする義務を負う損失補償契約を締結します。損失補償契約の対価として、持株会信託は補償料を当社に支払います。
- ③ 持株会信託は信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します。（自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます）から取得する方法によります。）
- ④ 持株会信託は、信託期間を通じ、上記③により取得した株式を、毎月の定例日に持株会に時価で売却します。
- ⑤ 持株会信託は、持株会への当社株式の売却により受領した株式売却代金及び保有株式に関わる配当金を、銀行からの借入金の元利金返済に充当します。
- ⑥ 信託期間を通じ、受益者の利益を保護し受託者の監督をする信託管理人が、議決権行使等、信託財産の管理の指図を行います。
- ⑦ 信託終了の際に信託勘定内に財産（金銭）がある場合には、持株会の加入員のうち一定の要件を充足する者が受益者として確定され、当該受益者に対して、信託期間内に持株会へ抛出した金額に応じた分配金が交付されます。
- ⑧ 上記②の借入にかかる元本最終弁済期限又は期限前弁済日に借入金が完済されていない場合等の一定の場合には、損失補償契約に基づき、当社が補償義務の履行として残存債務を支払います。

以上